

令和7年 月 日

(派遣元)

御中

(派遣先)

大津市役所 総務部市民税課

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第7項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供します。

1 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

(1) 業務の内容

- ① 職種： 大津市市民税課 会計年度任用職員（一般事務1種）
- ② 中核的業務： 書類の点検、書類の整理保管、データ入力、パソコンを使ったシステム処理、電話・窓口対応
- ③ その他の業務： その他担当事務（派遣労働者の業務範囲は、この別紙仕様書「2業務内容」に示す範囲のみ。）

(2) 責任の程度

- ① 権限の範囲： 付与される権限なし
- ② トラブル・緊急対応： 業務上発生したトラブルへの対応（派遣労働者については、範囲外。）
- ③ 成果への期待・役割： あり（作業の速さ、正確性、効率性、締切り期日の厳守）
- ④ 所定外労働： なし
- ⑤ その他： 派遣労働者の業務は公権力の行使を伴わないため、職員による審査行程を経た業務に対して責任を負わない。

(3) 職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲： なし
(別紙仕様書「2業務内容」に示す範囲内での変更あり)
- ② 配置の変更の範囲： なし

(4) 雇用形態

会計年度任用職員（一般事務1種）（週所定労働時間35時間）

2 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者： 会計年度任用職員（一般事務第1種）

(理由) 業務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者がいないため

3 待遇の内容等

待遇の種類		
待遇の内容	待遇の性質・目的	待遇決定に当たって考慮した事項
① 基本報酬額		
1, 228円/時間 (地域手当を含む)		正規職員の補助作業をする会計年度任用職員一般事務1種相当
② 賞与		
年間 2, 99月 (採用初年度) ※ 原則、年間 4, 6月	基準日(6月1日又は12月1日)に在職するものに支給する。	・週30時間以上かつ任用期間6か月以上の場合に支給。 ・採用初年度、6月分は6月までの勤務日数に応じて支給する(6月分0, 690月、12月分2, 30月)。
③ 役職手当：制度なし		
④ 特殊作業手当：制度なし		
⑤ 特殊勤務手当：制度はあるが、市民税課業務においては適用なし		
⑥ 精皆勤手当：制度なし		
⑦ 時間外労働手当(法定割増率以上)：制度あり		
⑧ 深夜及び休日労働手当(法定割増率以上)：制度はあるが、市民税課業務においては適用なし		
⑨ 通勤手当：制度あり		
週所定労働3日以下 勤務回数×日額単位で支給 日額上限2, 619円/日 週所定労働4日・5日 上限55, 000円/月	「大津市一般職の職員の給与に関する条例」のとおり	・片道2km以上の場合に実費支給。 ・交通機関利用の場合、自宅から職場までの最も低廉となる定額券額(6か月)を支給。自動車・自転車利用の場合、通勤距離により支給。
⑩ 出張旅費：制度あり		
⑪ 食事手当：制度なし		
⑫ 単身赴任手当：制度なし		

⑬ 地域手当：制度なし		
⑭ 食堂：施設なし		
⑮ 休憩室：施設あり		
⑯ 更衣室：施設なし		
⑰ 転勤者用社宅：制度なし		
⑱ 慶弔休暇：制度あり		
忌引、結婚休暇あり １日～１０日の範囲で付与	各休暇制度の対象者条件を満たす特別の理由がある場合に付与する。 「大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」のとおり	
⑲健康診断に伴う勤務免除及び有給：制度あり		
市役所で実施する定期健康診断及びその結果に伴う精密検査・人間ドック受診は勤務免除（有給）		定期健康診断の診断結果に伴う精密検査・人間ドック受診については、受診回数制限有り。
⑳ 病気休職：制度あり		
病気休職あり（無給）	心身の故障のため長期の休養を要する場合（地方公務員法第２８条第１項第２号の規定による）	
病気休暇あり（無給・一部有給）	「大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」のとおり	
㉑ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：制度あり		
夏季休暇等あり	各休暇制度の対象者条件を満たす特別の理由がある場合に付与する。 「大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」のとおり。	夏季休暇、生理休暇、妊娠時の障害による休暇、母子保健法による検診休暇、出産休暇（産前産後）、結婚休暇、家族看護休暇、ドナー休暇 等
㉒ 教育訓練：制度あり		
必要に応じて所属で実施		

⑳ 安全管理に関する措置及び給付（法定以上）：制度なし		
㉑ 退職手当：制度なし		
		会計年度任用職員のうち、短時間勤務職員は退職手当なし（退職手当の支給対象者は１日７．７５時間かつ月１８日以上 の勤務者のみ）。支給対象者は、雇用６か 月経過以降に、大津市職員退職手当支給 条例の規定により支給。
㉒ 住宅手当：制度なし		
㉓ 家族手当：制度なし		